

令和元年度 第1回 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会

日時：令和元年8月9日（金）

10時00分～12時00分

場所：本庁舎2階 第4委員会室

次 第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 事
審議事項
・屋外広告物ガイドラインの検討について
4. 閉 会

— 配 付 資 料 —

資料1：屋外広告物ガイドラインの検討について

仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会 委員名簿

任期：平成30年5月28日～令和2年5月14日

(平成31年4月1日現在)

氏名	所属・役職等	備考
とちくぼ まさゆき 杼窪 昌之	宮城県屋外広告美術協同組合常任相談役 (株)アキバ商会代表取締役	審議会委員
なみき なおこ 並木 直子	(株)ユーメディア メディア本部 メディア開発チーム 2グループ 課長代理	専門委員
ばば たまき 馬場 たまき	尚綱学院大学人文社会学群人文社会学類 准教授	審議会委員
ふなびき としあき 舟引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授	審議会委員
やまはた のぶひろ 山畑 信博	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授	専門委員

(五十音順, 敬称略)

屋外広告物ガイドラインの検討について

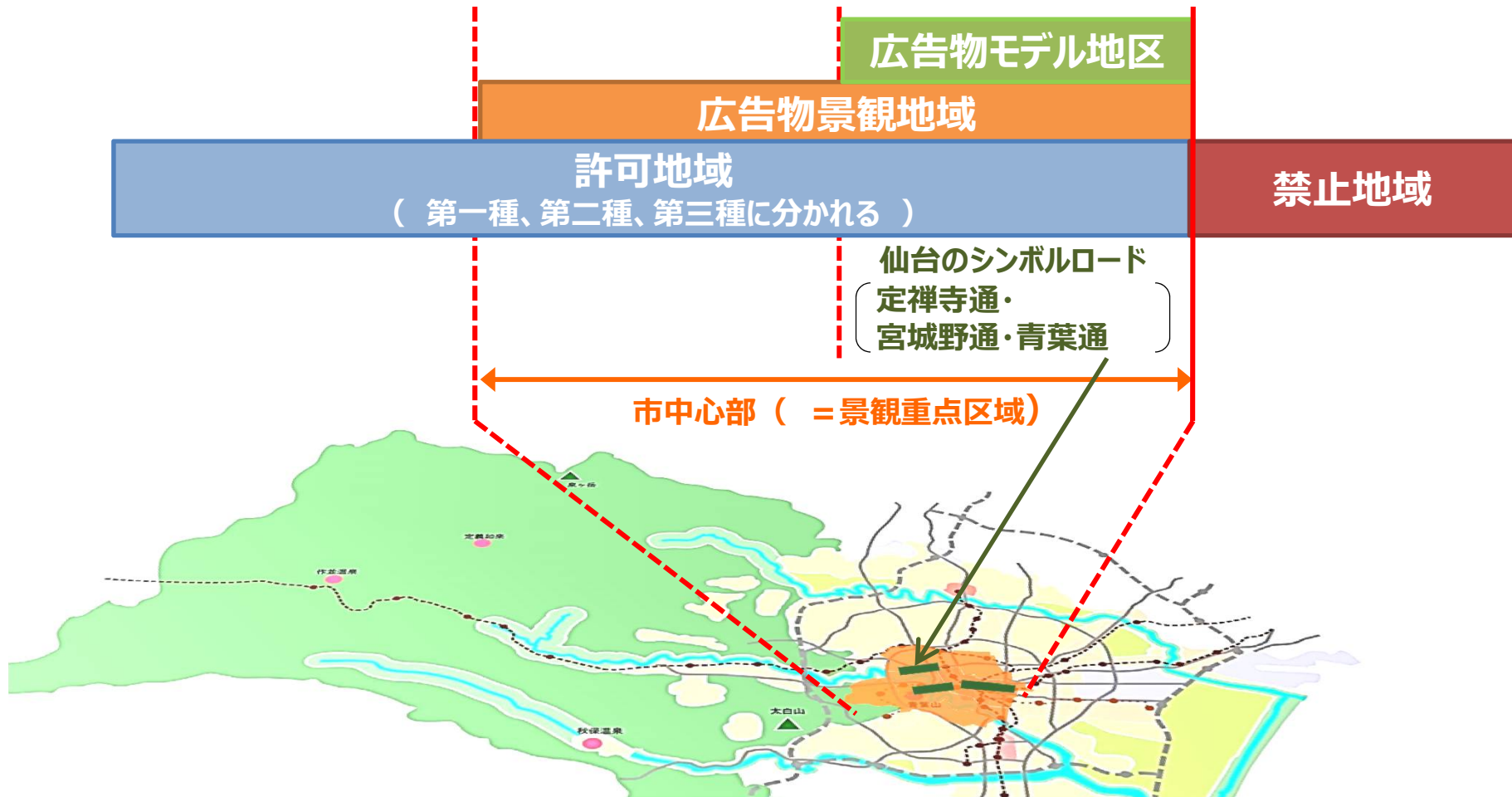
目次

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| 1. 本日の概要 | 制度体系の全体像 |
| 2. 現在の規制体系に至る時系列 | 段階的な制度対応 |
| 3. 禁止地域・許可地域の規制 | 基本となる規制内容 |
| 4. 景観計画の取り組みと連動した広告物景観地域 | 重点的に取り組む地域の上乗せ基準 |
| 5. 広告物モデル地区の規制 | 優れた広告景観のための上乗せ基準 |
| 6. 屋外広告物条例における規制の体系 | 規制体系のまとめ |
| 7. 屋外広告物ガイドラインの位置づけ | どのようなガイドラインを策定するか |
| 8. 屋外広告物ガイドラインの活用 | 想定しているガイドラインの活用方法 |
| 9. 次回の予定（案） | 上位計画の議論について予定 |

1. 本日の概要

(1) 屋外広告物条例における規制の体系イメージ

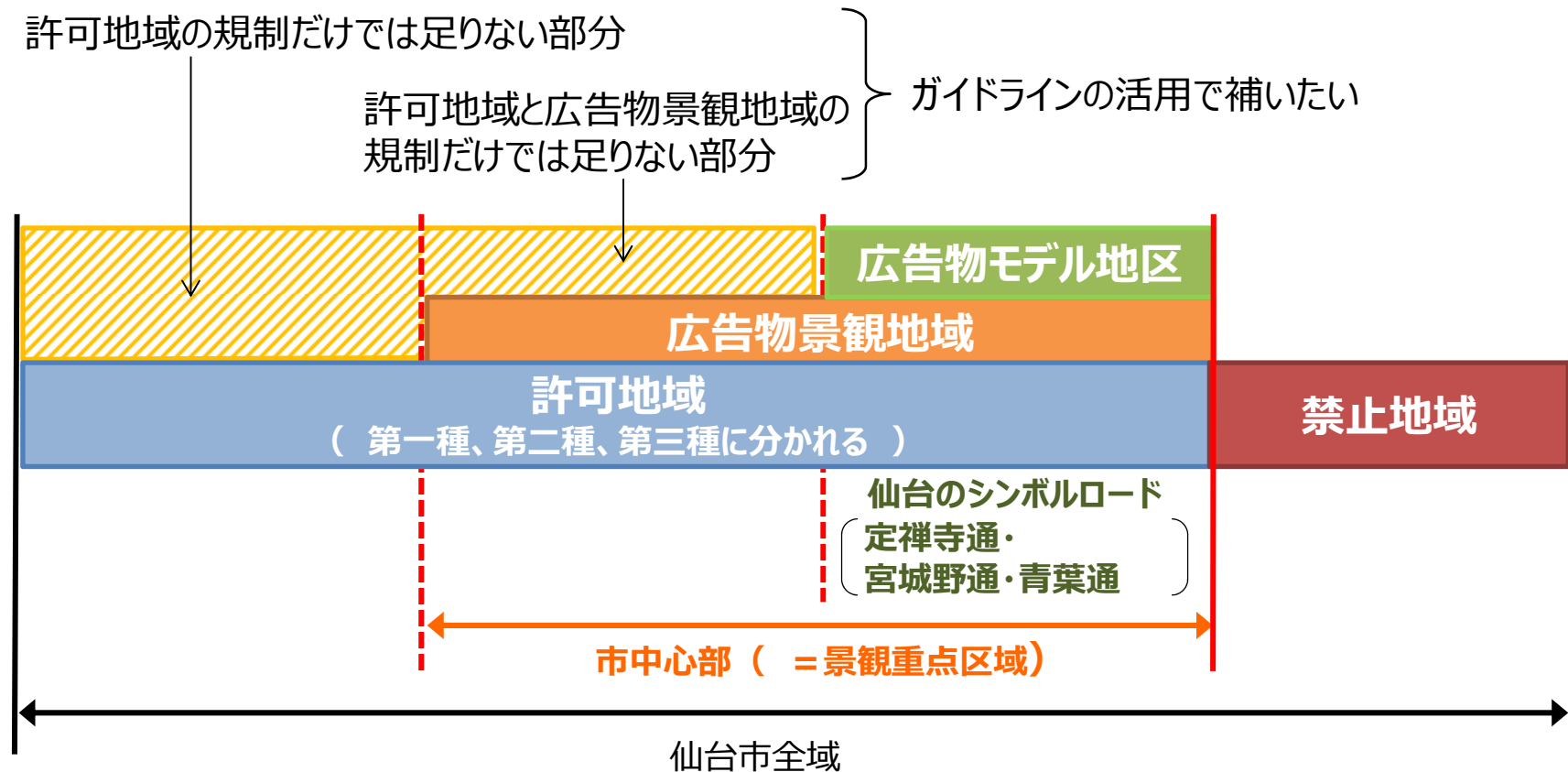
- 現在、3種類の規制が、レイヤーのように重なっている体系となっている
- 「禁止地域」と「許可地域」は、屋外広告物に関する取り組み当初から、市全域が範囲となっている
- 良好な景観形成のために重点的に取り組む地域（＝市中心部）には、「広告物景観地域」という上乗せ規制があり、本市のシンボルロードには、「広告物モデル地区」という更なる上乗せ規制がある



1. 本日の概要

(2) 屋外広告物ガイドラインの位置づけイメージ

- 今回策定するガイドラインは、許可地域の規制だけ、また許可地域と広告物景観地域の規制だけでは、景観を守りきれない部分を補うために策定する



- 現在の規制の体系に至るまでの時系列と、規制内容をお示しすることで、どのようなガイドラインが必要なのか、説明していく

2. 現在の規制体系に至る時系列

➤ 屋外広告物の取り組みと、屋外広告物と関連の深い景観の取り組みを時系列に簡略化して示す

	屋外広告物の取り組み	景観の取り組み
昭和24年度	屋外広告物法制定	
昭和48年度	屋外広告物条例制定（宮城県）	
昭和63年度	仙台市屋外広告物条例制定	
平成16年度		景観法制定
平成20年度	仙台市屋外広告物条例改正 広告物景観地域の創設	仙台市「杜の都」景観計画策定 全市域の取り組みとしつつ、景観形成に重点的に取り組む「景観重点区域」を創設
平成27年度	青葉通に広告物モデル地区を指定し、3つのシンボルロードに、優れた広告景観創出の取り組みが揃う	青葉通に景観地区を指定し、3つのシンボルロードに、美しい街並み形成の取り組みが揃う

禁止地域・許可地域設定

景観計画の考えを基に、重点的に取り組む「広告物景観地域」を創設

広告物モデル地区が3つのシンボルロードに揃う

屋外広告物と景観の取り組みを連動させながら、段階的にきめ細かな対応を行っている

3. 禁止地域・許可地域の規制

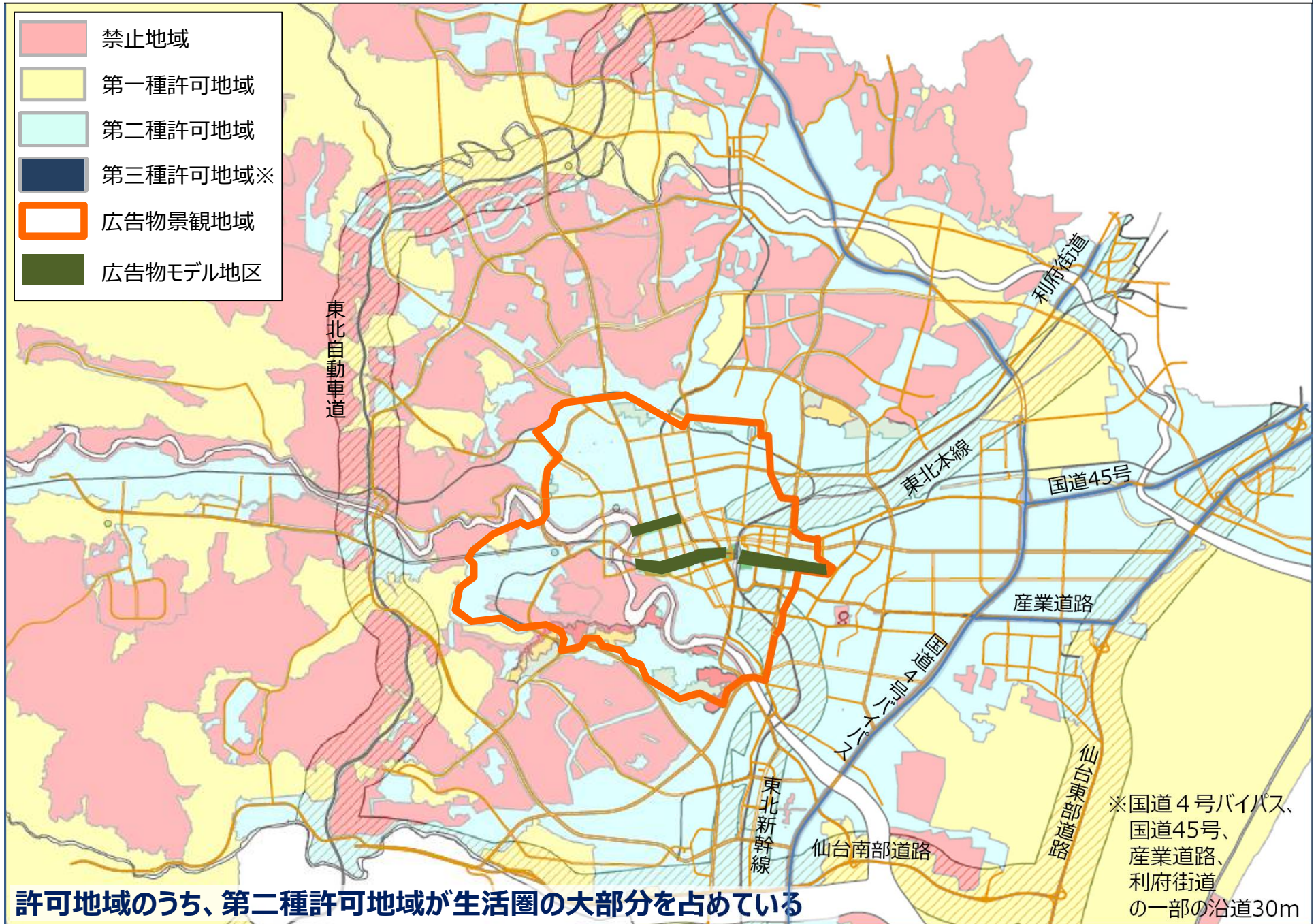
➤ 風致の維持が特に必要な場所として禁止地域を定め、それ以外の場所は区域の特性に応じて許可基準を定めている

※規制内容は一部省略して表記

地域	規制の主な内容						
<p>禁止地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住居専用地域、風致地区、社寺、公園（一部除外）、新幹線や高速道路の沿線（一部除外） など ⇒風致の維持が特に必要な場所 	<p>原則禁止 だが・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用（自己の敷地内の店名など）で合計7㎡以内 ・管理用（自己の敷地の管理上必要な表示）で合計7㎡以内 ・公共団体が公共目的のために表示するもの ・冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの <p>などは許可不要で掲出可能</p>						
<p>第一種許可地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外の区域 ・市街化調整区域 ・第二種低層住居専用地域 <p>⇒自然や低層住宅の環境に配慮し、表示内容を自家用と周辺店舗等の案内誘導に限定</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="853 564 1167 660"> <p>はり紙、立て看板、電柱類広告物など</p> </td> <td data-bbox="1227 564 1547 660"> <p>壁面・屋上広告物</p> </td> <td data-bbox="1615 564 1973 660"> <p>地上広告物</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 699 1167 852"> <p>地域によらず、種類ごとに定めた大きさ以内、設置方法であること</p> </td> <td data-bbox="1227 619 1547 852"> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用であること ・定めた大きさ以内であること 壁面の1/6以内 屋上広告物の高さ5m以内 など </td> <td data-bbox="1615 619 1973 852"> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用、案内誘導用であること ・定めた大きさ以内であること 一面の面積5㎡以内 高さ5m以内 など </td> </tr> </table>	<p>はり紙、立て看板、電柱類広告物など</p>	<p>壁面・屋上広告物</p>	<p>地上広告物</p>	<p>地域によらず、種類ごとに定めた大きさ以内、設置方法であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用であること ・定めた大きさ以内であること 壁面の1/6以内 屋上広告物の高さ5m以内 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用、案内誘導用であること ・定めた大きさ以内であること 一面の面積5㎡以内 高さ5m以内 など
<p>はり紙、立て看板、電柱類広告物など</p>	<p>壁面・屋上広告物</p>	<p>地上広告物</p>					
<p>地域によらず、種類ごとに定めた大きさ以内、設置方法であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用であること ・定めた大きさ以内であること 壁面の1/6以内 屋上広告物の高さ5m以内 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用、案内誘導用であること ・定めた大きさ以内であること 一面の面積5㎡以内 高さ5m以内 など 					
<p>第二種許可地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種、第三種許可地域以外 <p>⇒良好な景観等に配慮</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="853 884 1167 1123"> <ul style="list-style-type: none"> ・はり紙： 面積1㎡以内 ・立て看板： 面積3㎡以内、高さ3m以内 </td> <td data-bbox="1227 916 1547 1123"> <ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 壁面の1/3以内 屋上広告物の高さ10m以内 など </td> <td data-bbox="1615 932 1973 1091"> <ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 一面の面積30㎡以内 高さ15m以内 など </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・はり紙： 面積1㎡以内 ・立て看板： 面積3㎡以内、高さ3m以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 壁面の1/3以内 屋上広告物の高さ10m以内 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 一面の面積30㎡以内 高さ15m以内 など 			
<ul style="list-style-type: none"> ・はり紙： 面積1㎡以内 ・立て看板： 面積3㎡以内、高さ3m以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 壁面の1/3以内 屋上広告物の高さ10m以内 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 一面の面積30㎡以内 高さ15m以内 など 					
<p>第三種許可地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道4号バイパス、国道45号、産業道路、利府街道の沿道（境界線から30m）で商業系・工業系用途地域の範囲 <p>⇒良好な景観等に配慮するとともに、経済活動の促進を図る</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="853 1160 1167 1426"> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱類： 1つの柱に2個まで巻型の場合 長さ1.8m以内、巻幅0.9m以内 <p>など</p> </td> <td data-bbox="1227 1208 1547 1410"> <ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 壁面の1/3以内 屋上広告物の高さ20m以内 など </td> <td data-bbox="1615 1232 1973 1391"> <ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 一面の面積50㎡以内 高さ20m以内 など </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱類： 1つの柱に2個まで巻型の場合 長さ1.8m以内、巻幅0.9m以内 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 壁面の1/3以内 屋上広告物の高さ20m以内 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 一面の面積50㎡以内 高さ20m以内 など 			
<ul style="list-style-type: none"> ・電柱類： 1つの柱に2個まで巻型の場合 長さ1.8m以内、巻幅0.9m以内 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 壁面の1/3以内 屋上広告物の高さ20m以内 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・定めた大きさ以内であること 一面の面積50㎡以内 高さ20m以内 など 					

広告物の種別ごとに、大きさなどでコントロールしている

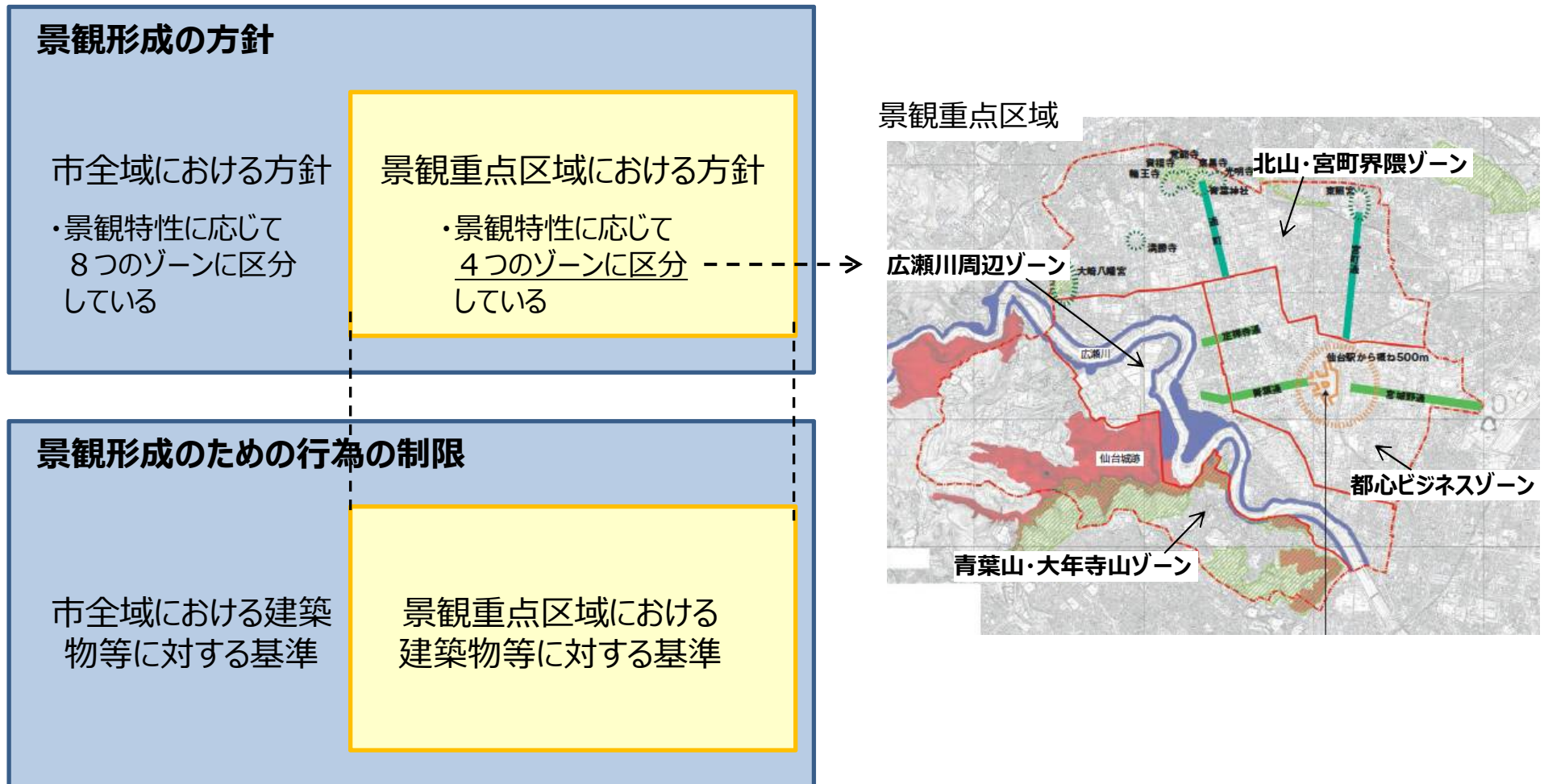
3. 禁止地域・許可地域の規制（屋外広告物規制図（市街化区域を中心に抜き出し））



4. 景観計画の取り組みと連動した広告物景観地域

(1) 景観計画の構成

- 景観計画では、**景観形成の方針**と、**行為の制限に関する事項**を定め、景観形成を推進している。
- 市**全域**を**景観計画区域**としつつ、「杜の都」の顔となる市**中心部**（**旧城下町**）を、**景観重点区域**としてきめ細かな景観形成の推進を図っている。



4. 景観計画の取り組みと連動した広告物景観地域

(2) 屋外広告物に係る景観形成の方針と行為の制限

▶ 景観重点区域では、4つのゾーンごとに屋外広告物に係る方針と、行為の制限を定めている

ゾーン	方針	行為の制限
広瀬川周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 広瀬川の自然環境を阻害しない ● 市街地から青葉山等の丘陵への見通しを阻害しない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋上及び壁面広告は、ビル名等の自己用のみとし、河畔からの眺望景観を阻害するような過大なものとならないようにするとともに、市街地から青葉山等を見通す視線を阻害するような過大なものとならないようにする。 ■ 建築デザインとの一体性に配慮し、派手な色彩・光に動きや点滅を繰り返す照明表示を施さない。
青葉山・大年寺山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 青葉山等の丘陵地の自然環境を阻害しない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告は自己用のみとし、市街地から眺望できる丘陵景観を阻害するような過大な屋上・壁面広告物・地上広告物等にならないようにする。 ■ 建築デザインとの一体性に配慮し、派手な色彩・光に動きや点滅を繰り返す照明表示を施さない。
北山・宮町界限ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的建造物の風致を損なわない ● 社寺林、屋敷の風情を阻害しない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社寺林等への眺望に配慮し、過大な屋上広告物等にならないようにする。 【大崎八幡宮・青葉神社・東照宮等の周辺】 ・歴史的建造物の風致を損なわないよう、派手な色彩・光に動きや点滅を繰り返す照明表示を施さない。 ■ 【通町・宮町等の旧街道沿い】 ・旧街道沿いでは、通り越しに見通せる丘陵地の緑に配慮した設置位置や表示面積とする。
都心ビジネスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 都心の商業業務地として風格と魅力ある街並み景観を創出する ● ケヤキ並木等と調和した美しい街並み景観を形成する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風格と魅力ある街並み景観を形成するため、高層建築物については、高層部分への屋外広告は、ビル名等の自己用のみとし過大なものとしないようにする。 ■ 建築デザインとの一体性に配慮した意匠・色彩とし、光による過度の動き・著しい点滅を繰り返す照明表示を施さない。 【仙台駅周辺】 ・J R 仙台駅の玄関口の景観を形成するため、青葉通から仙台駅舎越しに見える屋上広告物については、過大なものとしない。 ・ペデストリアンデッキからの歩行者の視線に配慮し、屋上や壁面、窓面等の広告はできるだけ集約し、建築物の意匠と調和させる。 【定禅寺通、青葉通、宮城野通等幹線道路の沿道】 ・ケヤキ並木等の街路樹や建築物等の街並みに調和する屋外広告物の規模、意匠、色彩等とする。

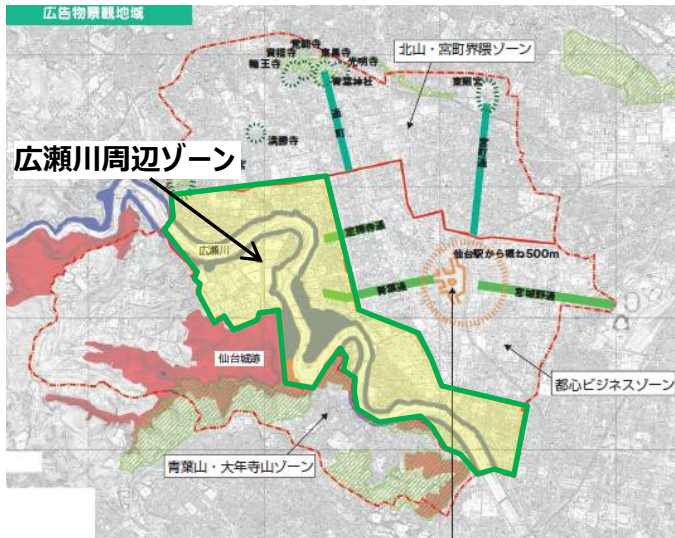
屋外広告物に関する行為の制限では、具体的ではない定性的表現の基準となっている
屋外広告物条例の許可手続きの中で確認することとしている

4. 景観計画の取り組みと連動した広告物景観地域

(3) 景観計画と屋外広告物条例の連携

- 景観計画における行為の制限の基準を基に、仙台市屋外広告物条例に新たな「広告物景観地域」を創設し、景観計画と連動した重点的な取り組みを行っている

例として広瀬川周辺ゾーンを示す



<再掲> 景観計画における行為の制限

- 屋上及び壁面広告は、自己用のみ、河畔からの眺望や青葉山等の見通しを阻害する**過大な**ものとする。
- 建築デザインとの一体性に配慮し、派手な色彩・**光の動き・点滅する照明表示**としない。

屋外広告物条例における広告物景観地域「広瀬川周辺ゾーン」の許可基準

屋上または壁面に掲出される広告物

表示面積

- ・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は当該壁面の1/3以内

建築物等の屋上に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・自己用・管理用のみ※

高さ

- ・5m以内※

照明

- ・光の点滅や動きがある照明装置は使用しない※

※一部地域除く

建築物等の壁面に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・4階以上の部分は自己用・管理用のみ

照明

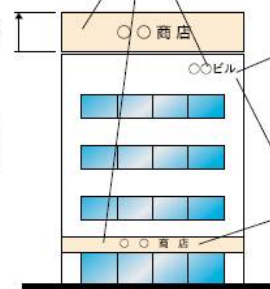
- ・光の点滅や動きがある照明装置は使用しない

屋上・壁面広告物の合計面積は壁面の1/3以内

- ・高さ5m以内※
- ・自己用・管理用のみ※
- ・光に動きや点滅がある照明装置を用いない※

4階以上の部分は自己用・管理用のみ

光に動きや点滅がある照明装置を用いない



- 景観計画における眺望や見通しを阻害しない「**過大な**」程度を、屋上広告物と壁面広告物の合計を**壁面の1/3以内**、屋上広告物は**高さ5m以内**として規定

許可地域の規制より細かいが、掲出する部位ごとに大きさなどによるコントロールが中心となっている

5. 広告物モデル地区の規制

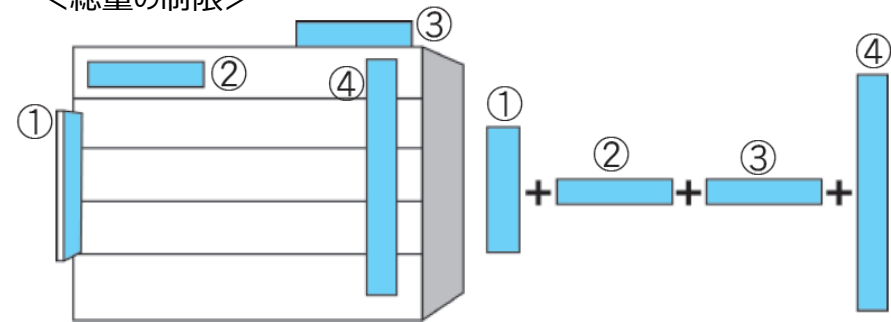
- ▶ 杜の都・仙台のシンボルロードをさらに魅力ある街並みとして後世に引き継いでいくため、広告物等に関する優れた景観を形成するために特に必要がある区域として、「広告物モデル地区」を指定している（定禅寺通、宮城野通、青葉通）
- ▶ 広告物モデル地区には、「広告物美観維持基準」を定め、優れた広告景観を創出する取り組みを行っている

定禅寺通における広告物美観維持基準（抜粋）

1. 共通基準

色彩	面積が7平方メートル以上の屋外広告物は、使用可能な色の数を4色までとする（地色を含む）。 2色以上の場合は彩度の低い色彩の方の面積を大きくする。
総量の制限	広告物の合計面積は定禅寺通に面した当該壁面の投影面積の1/5以下、かつ150㎡以下とする。

<総量の制限>

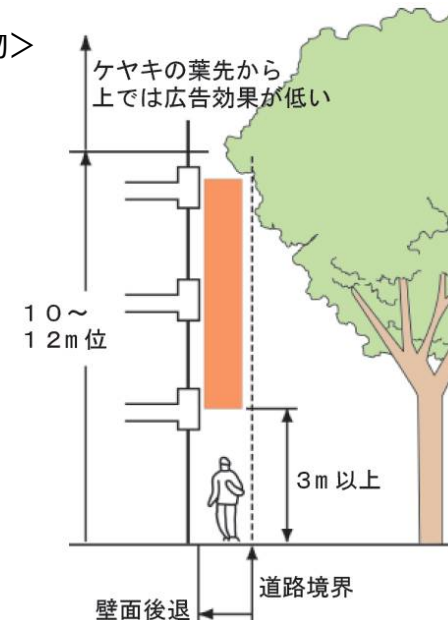


$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} \leq \text{壁面の } 1 / 5 \text{ 以下、かつ } 150\text{m}^2 \text{ 以下}$$

2. 種別による基準

屋上広告物	原則として禁止。ただし、独立文字による表示やデザインに配慮がなされたものを除く。
壁面を利用する広告物	可能な限り、切り文字による表示とするなど、壁面が直接下地になるようにする。
突出した広告物（袖看板）	オープンスペース内に設置する突出し広告物の下端の位置は地盤面から3.0m以上とする。 突出し広告物の地色は壁面と同系色を使うなど、建物との調和を図る。
独立固定広告物	敷地内のオープンスペースに集合化して設置し、地盤面からの高さは10m以下とする。

<突出した広告物>

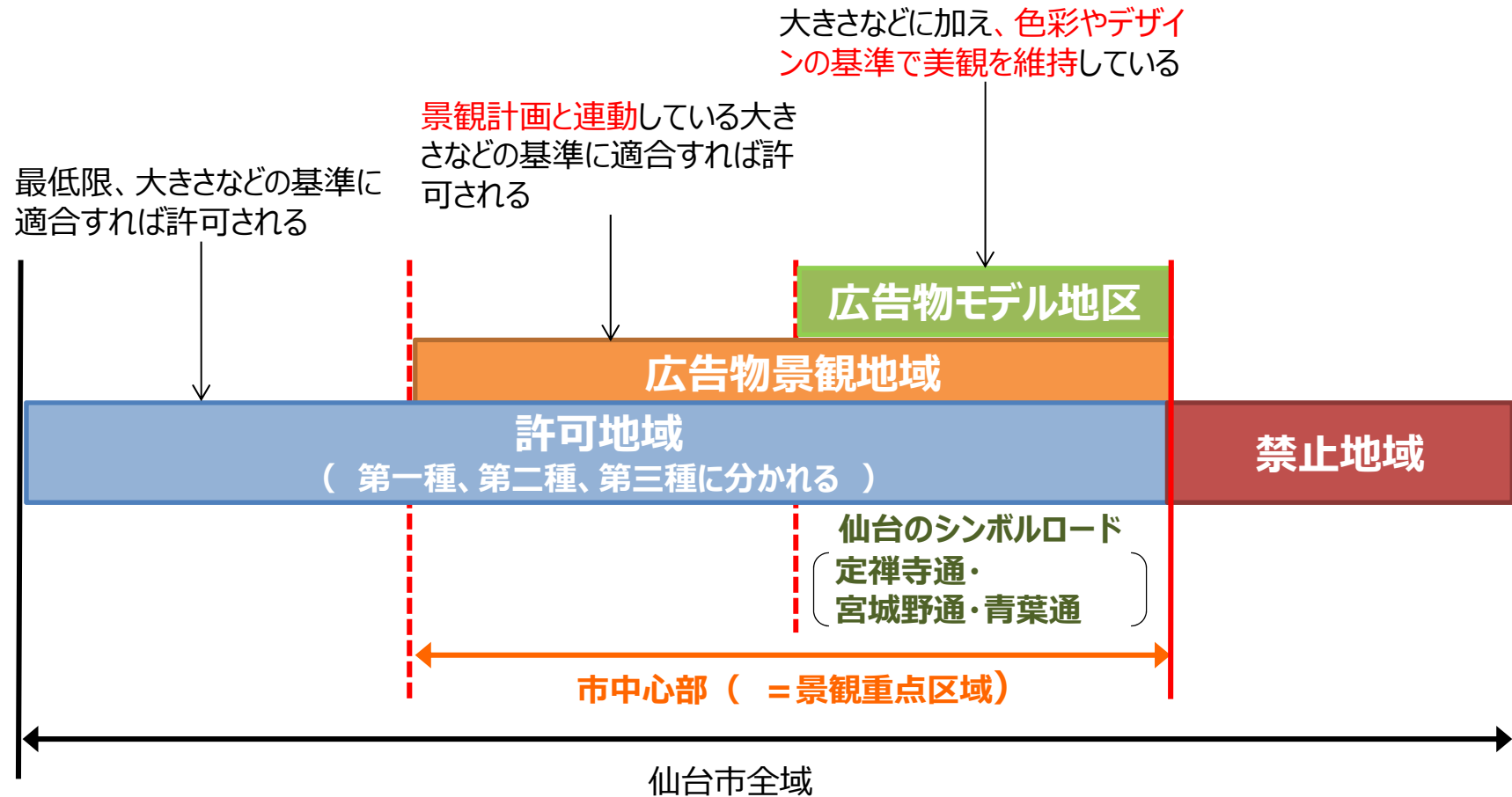


美観の基準を、数値だけでなく、具体的な手法で示している

6. 屋外広告物条例における規制の体系

(1) 屋外広告物条例における規制の体系イメージ

- 条例制定当初から、禁止地域・許可地域に分けて、良好な景観形成に取り組み、
- 景観計画が定めた景観重点区域に連動して広告物景観地域を定め、地区特性をふまえた規制を行っている
- また、仙台の「顔」として、優れた景観を形成するために、特に必要がある区域として、シンボルロードに広告物モデル地区を定めた



6. 屋外広告物条例における規制の体系

(2) 規制の上乗せの例

例：定禅寺通の晩翠通との交差点付近における、屋上広告物と壁面広告物の規制を並べてみる

許可地域：第二種許可地域
 広告物景観地域：広告物景観地域（都心ビジネスゾーン）
 広告物モデル地区：定禅寺通広告物モデル地区

※規制内容は一部省略して表記

	第二種許可地域	広告物景観地域 (都心ビジネスゾーン)	定禅寺通広告物モデル地区
屋上 広告物	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の垂直上面を超えて突き出さない 同一の建物に4個まで 高さは建物の高さ以下かつ、10m以下 建築物の壁面合計の1/3以内 	<ul style="list-style-type: none"> 広告面の向きは建築壁面にそえる 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として禁止。ただし、独立文字による表示やデザインに配慮がなされたものを除く。
壁面 広告物	<ul style="list-style-type: none"> 窓又は開口部をふさがないこと 壁面上端から突き出す高さは1m以内 壁面から水平方向に突き出す幅は1.5m以内で、道路上の突き出し幅は1m以内 道路上に突き出す場合、地上からの最下端までは2.5m以上（車道上の場合は4.5m以上） 表示する壁面の1/3以内 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上・壁面共通 地上高45m以上は自己用・管理用のみ 地上高45m以上は、1面40㎡以内 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上・壁面共通 【掲出可能な広告物】 ・定禅寺通に面しては自己用、管理用のみ 【意匠・形態】 ・絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照屋外広告物を設置しない 【色彩】 ・面積が7平方メートル以上の屋外広告物は、使用可能な色の数を4色までとする（地色を含む） ・2色以上の場合は彩度の低い色彩の方の面積を大きくする 【総量の制限】 ・広告物の合計面積は定禅寺通に面した当該壁面の投影面積の1/5以下、かつ150㎡以下とする
			<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、切り文字による表示とするなど、壁面が直接下地になるようにする。

色彩やデザインに関する規制が美観を維持している

6. 屋外広告物条例における規制の体系

(3) 【参考】市内の現況

- 個々の広告物の申請に対し、大きさ、高さ、設置場所の基準で判断するため、写真のような状況となっている。

⇒ **大きさだけの基準の限界**

- 定性的表現の解釈に違いがある。
過度、過大、一体、鮮やかな色、など。

⇒ **基準の具体化が必要**



第一種許可地域



第一種許可地域



第二種許可地域・都心ビジネスゾーン



第二種許可地域



第三種許可地域

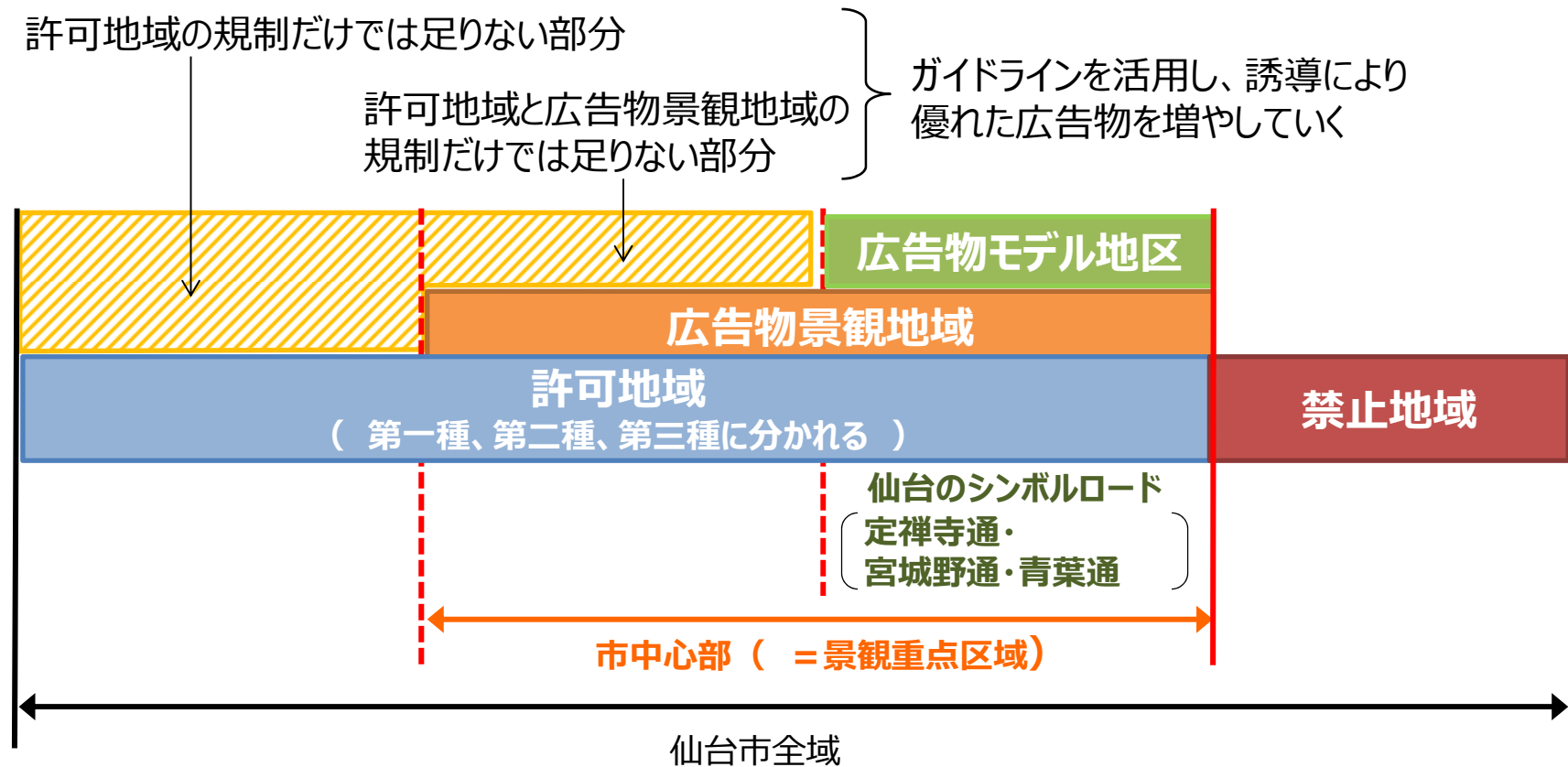


第三種許可地域

7. 屋外広告物ガイドラインの位置づけ

(1) 屋外広告物ガイドラインの位置づけイメージ

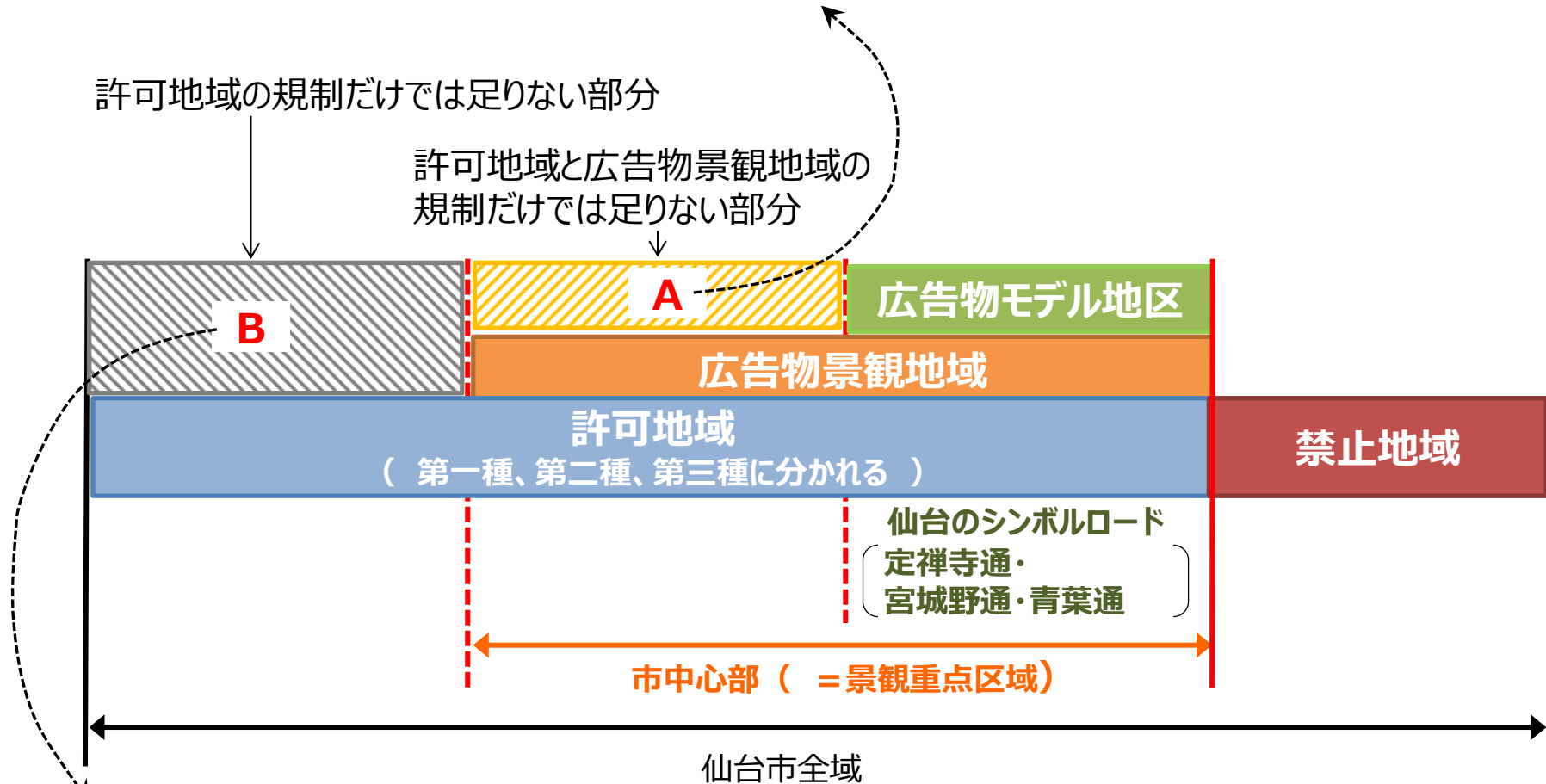
- 今回策定するガイドラインは、許可地域の規制だけ、また許可地域と広告物景観地域の規制だけでは、景観を守りきれない部分を補うために策定する
- これまでの規制との整合性の観点、全市的な景観形成の観点から、規制によるアプローチではなく、誘導により優れた広告物を増やしていく取り組みとしたい（誘導施策であるので、特に建物更新時などが大きな契機となる）



7. 屋外広告物ガイドラインの位置づけ

(2) ガイドラインの構成

- 許可地域と広告物景観地域の規制だけでは足りない部分（A部分）と、許可地域の規制だけでは足りない部分（B部分）には、目指すべき景観形成の考えなどに差が大きくあるため、ガイドラインは2段階の構成となる見込み
- さらに、新総合計画の策定や景観施策のあり方検討の議論の中で、都心に着目した議論が多いことや、都心部の老朽建物の更新施策が動き出していることをふまえ、A部分の検討を優先して行いたい



- また、B部分については、泉中央や長町のような拠点性の高い地域から、大区画で物流・卸業・工業などの土地利用がされている地域、（禁止地域ではない）住宅系の地域まで含まれていることから、地域特性に応じた検討が必要と想定している

7. 屋外広告物ガイドラインの位置づけ

(3) 【参考】他都市の事例 ①青森県



- ・ 共通ガイドラインと地域別ガイドラインなどを掲載
- ・ 現状と、ガイドラインの考え方を写真やイラストで比較して解説

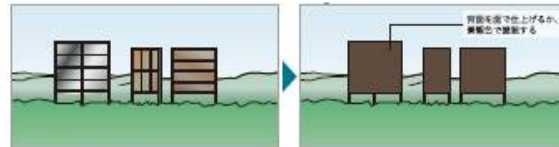
2-2. 共通ガイドライン

■わかりやすく効果的で好感の持てる広告づくり

情報量を抑える	必要な情報を絞り込み簡潔に表示する。
色数を抑える	色も情報である。少ない色数で伝える工夫をする。
文字サイズ・書体を適正にする	広告物の視認距離に適した文字サイズや書体を検討する。
レイアウトを整える	情報の優先順位を理解し、ままより対比・強調、余白の活かし方などバランスを整える。
表示面以外にも気を配る	支柱や背面についても、景観等の仕上げに配慮する。



「情報量を抑える」「レイアウトを整える」 「色数を抑える」「情報を抑える」



「表示面以外にも気を配る」



神楽川(黒橋沢市) 福岡(黒橋沢市)

■豊かな田園・果樹園を見渡せるよう広い視界を確保する

設置数を抑える	広告物の設置数を抑え、設置間隔を十分確保する。
表示面積を抑える	広がりのある景観を保つため、表示面積を抑える。
高さを抑える	地上からの高さを抑える。
隣り合う広告物の高さを揃える	隣接する広告物の高さを揃えることで、広告物のスカイラインを整える。
設置位置と設置向きを抑える	道路境界からの設置距離や設置の向きを抑え、広告物相互の秩序を整える。



「高さを抑える」「設置位置と設置向きを抑える」「隣り合う広告物の高さを揃える」 必要最小限の表示のみとする



7. 屋外広告物ガイドラインの位置づけ

(3) 【参考】他都市の事例 ②町田市



- ・ 共通、地域ごとの配慮事項などを掲載
- ・ 多くの配慮事項を写真やイラストで説明

04 景観形成ゾーン にぎわいゾーン

目指す景観

活気あふれるにぎわいの中にも心地よさが感じられる屋外広告物景観

※例：町田市景観計画 景観形成の目標 にぎわいゾーン (P.130)

目指す景観にするための配慮の考え方

- ・ 高層部では、建築物の表情や基調色が感じられるものとします。
- ・ 建築物本来の表情やまち並みの基調色が感じられる表現とし、屋外広告物による圧迫感を軽減します。
- ・ 低層部では、心地よいにぎわいを感じられるものとします。
- ・ 表現が過剰にならないような色数や規模とし、来街者に心地よいにぎわいを提供します。

11 屋外広告物の現状

町田市内唯一の商業地であり、数多くの店舗や事業所が集まる大通りでは、多様な規模や表現の屋外広告物が見られ、個性豊かなまち並みが形成されています。また、中小規模の店舗が集まる商店街では、様々な屋外広告物がにぎわいをつくり出しています。一方で、駅前辺にある長大な大きさの屋外広告物が来街者に圧迫感を与えていたり、同じ内容の情報を記載した屋外広告物が重複して演出され、情報が伝わりにくくなっているものも見られます。また、屋外広告物が道路にはり出したり、歩道上に設置されるなど、通行の妨げになっているものも見られます。

大通り

商店街



12 配慮事項

※例：町田市景観計画 景観形成ゾーンごとの屋外広告物に関する方針 にぎわいゾーン (P.164)

具体的な配慮事項	
位置	<ul style="list-style-type: none"> ○低層部では、歩行者に合わせたスケールで計画します。 ○中層部では、まち並みに対して違和感のない規模とします。 ○まち並みに対して違和感のない高さや形状とします。 ○テナント間で協力し、演出位置や大きさ等を揃えます。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○色数をできるだけ抑え、鮮やかな色彩を用いる場合は使用面積を抑えるなど、効果的な表現とします。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ○光源を用いる場合は、過度に点滅する光源(動き、色の変化のあるものを含む)や派手な照明は避けるなど、心地よい夜間景観を創出します。
立面	<ul style="list-style-type: none"> ○立面を豊くするような表現を避け、テナント間で演出方法を揃えるなど、開口部の開放感や建築物の外観イメージが伝わるデザインとします。

違和感のない高さや形状とする

鮮やかな色彩は使用面積を抑える

中層部ではまち並みに対して違和感のない規模とする

まち並みに対して違和感のない高さとする

色数を抑える

光源を用いる場合は、過度に点滅する光源(動き、色の変化のあるものを含む)や派手な照明は避けるなど、心地よい夜間景観を創出します。

他都市の配慮例

建築物の一部に広告物を視覚的に並べ情報を整理しています。(川崎市)

低層部では歩行者スケールの高層とする

歩行者に対して心地よいにぎわいを演出します。

過度に点滅する光源や派手な照明は避ける

他都市の配慮例

歩行者スケールの広告物で、最先を彩っています。(豊原区)

外観の色彩と合わせた広告物や商品が個性を表しています。(渋谷区)

広告物の演出高さを統一、快適に歩ける通りとしています。(横濱市)

8. 屋外広告物ガイドラインの活用

(1) 屋外広告物ガイドラインの活用

- ▶ 広告主や広告業者が計画の際の参考として活用
- ▶ 広告物に関する行政協議の際の参考として活用（景観関係、屋外広告物許可・特例許可、大店立地法の協議など）
- ▶ その他、機会を捉えて様々な場面での活用を想定

屋外広告物講習会ほか業者への周知啓発、広告物のデザイン審査、景観アドバイザーや表彰の際の参考資料として、エリアマネジメントの自主ルールの参考として、など。

【更なる活用】

- ▶ 作並温泉郷の例のように、地域がまとまってガイドラインを活用していく

- 作並温泉郷では、禁止地域から許可地域に変更となる際に、地元がまとまって「作並温泉郷屋外広告物ガイドライン」を検討し、屋外広告物条例の基準を補完する指針（配慮事項）を整理した
- 今回策定するガイドラインを基に、地域がまとまって地域の価値を上げる広告物による演出を検討するなど、地域がまとまってステップアップしていく下敷きとなることも期待している
- 禁止地域となっている都市公園を民間活用する際に、今回策定するガイドラインを基に、地域にふさわしい賑わいを演出するルールを策定して、広告物を掲出する（禁止地域からの変更や、特例許可など）ことも期待している



9. 次回の予定（案）

1. 上位・関連計画から導く「めざしていく街の姿」について

- ・検討中の次期総合計画や、見直し中の景観計画における理想像を説明

2. めざしていく街の姿を実現するために広告物すべきことについて

- ・街の理想像に近づくために、広告物が担う事項について検討
- ・景観形成の考えに近づくために、広告物が担う事項について検討

<その他> 事務局の作業について

- ・今後、業務委託により、優れた景観配慮の方法やデザイン手法などを収集予定